

10月に農地パトロールの全市一斉調査を実施します

農業委員会では、日常的に農地パトロール（利用状況調査含む）に取り組んでいますが、**10月に全市一斉調査を予定しています**ので、ご協力をお願いします。

改正農地法の施行により同法第30条に基づく業務となった「利用状況調査」についても、「農地パトロール」取組みの1つと位置づけて推進しています。

- ① 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地<農地法第30条第3項第1号に規定する農地>
- ② その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地<農地法第30条第3項第2号に規定する農地>
- ③ 無断転用農地等
- ④ 産業廃棄物の投棄等の不適切な農地の利用
- ⑤ 農地法等の許可案件の履行状況
- ⑥ 農業経営基盤強化促進法による利用権設定農地の利用状況調査

などを、確認・把握します。

【写真右は昨年の農地利用状況調査の様子です】



下限面積（農地法第3条第2項第5号による別段の面積）について

農地法第3条の規定による農地の権利取得に際しての要件の一つに下限面積要件があり、砂川市の場合、権利取得後の経営面積が1.5ヘクタール以上となるよう、砂川市農業委員会が定めています。（ただし、例外措置があります。）

この下限面積については「毎年、農業委員会において設定又は修正の必要性について検討し、当該検討結果を公表すること」とされていますので、平成23年7月開催の第1回砂川市農業委員会定例総会において検討した結果をお知らせします。

農地法第3条第2項第5号による別段の面積（下限面積）について、今年度は修正の必要性はなしとし、次のとおりとする。

- | | |
|---------|----------------|
| 1. 設定区域 | 砂川市 |
| 2. 設定面積 | 1.5ヘクタール |
| 3. 適用法令 | 農地法施行規則第20条第1項 |

設定理由

2010世界農林業センサスで、管内の農家で1.5ヘクタール未満の農家が全農家数のおおむね4割を超えているため、農地法施行規則第20条第1項を適用し、平成22年度の遊休農地率は1.7%と低い現状から、農地法施行規則第20条第2項は適用しない。

使用貸借・賃貸借などの契約期間をご確認ください

農地法第3条の許可による賃貸借は、法定更新（同一条件で自動的に更新）されますが、使用貸借および農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に係る賃貸借等については法定更新されません。**農地を貸し借りしている方は、契約期間をご確認願います。**

旧農業者年金の経営移譲年金や新農業者年金の特例付加年金は、返還された農地を適切に再処分しないと支給停止になる場合がありますので、経営移譲年金・特例付加年金を受給されている方は、特に注意してください。

※ 農地に関する相談は、地区担当農業委員または、農業委員会事務局までお問い合わせください。